原発事故と復興支援

２０１５年5月１９日

福島県双葉町職員組合前執行委員長

志　賀　公　夫

福　島　県　双　葉　町

■人　口　：　7，122人

■世帯数　：　2，611世帯

■面　積　：　51．42㎢

福島県双葉町

福島県の浜通り地方・双葉郡の北東部に位置し、東は太平洋、南は大熊町、北は浪江町に隣接し、東西に細長くのびています。西には三ッ森山や十万山などのある阿武隈山系が連なり、ふもとから穏やかな丘陵地帯が東の海岸に向かって延びています。

また、国道６号と JR 常磐線が町内を平行しながら南北に縦断しています。

常磐自動車道は平成 23 年度に相馬市まで、平成 26 年度に宮城県仙台市まで開通する予定です。

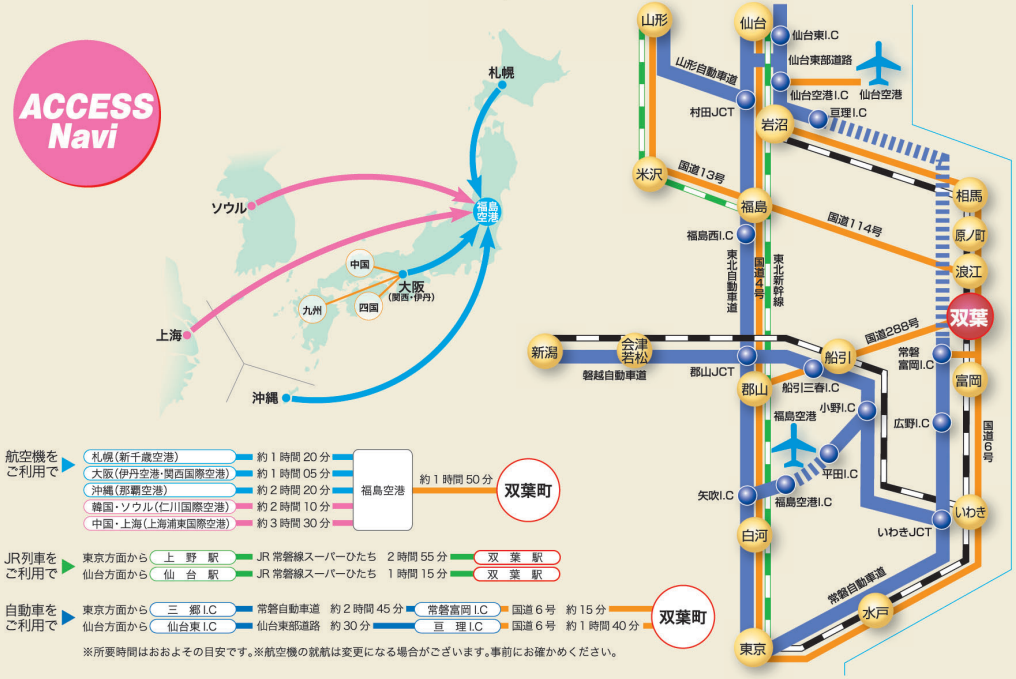

双葉町と原子力発電所

- 原子力発電所建設前

  農業中心で冬季は出稼ぎ

↓

- 原子力発電所建設後

  原子力発電所建設工事従事と関連業務
  地元就労へシフト

震災時の状況

２０１１年３月１１日　１４時４６分
「東日本大震災発生」
マグニチュード９．０
双葉町震度　６強を観測
直後に「大津波警報」が発令される
双葉町の沿岸部が津波被害
町内の各地で家屋倒壊、中浜、中野、両竹、郡山に津波被害

震災後（3月11日）

14時46分　大地震発生（大津波警報発令）

19時03分　原子力緊急事態宣言

21時23分　原発より3Km圏内避難
　　10Km圏内屋内退避

浸　水　区　域

浸水範囲概況図　No.137

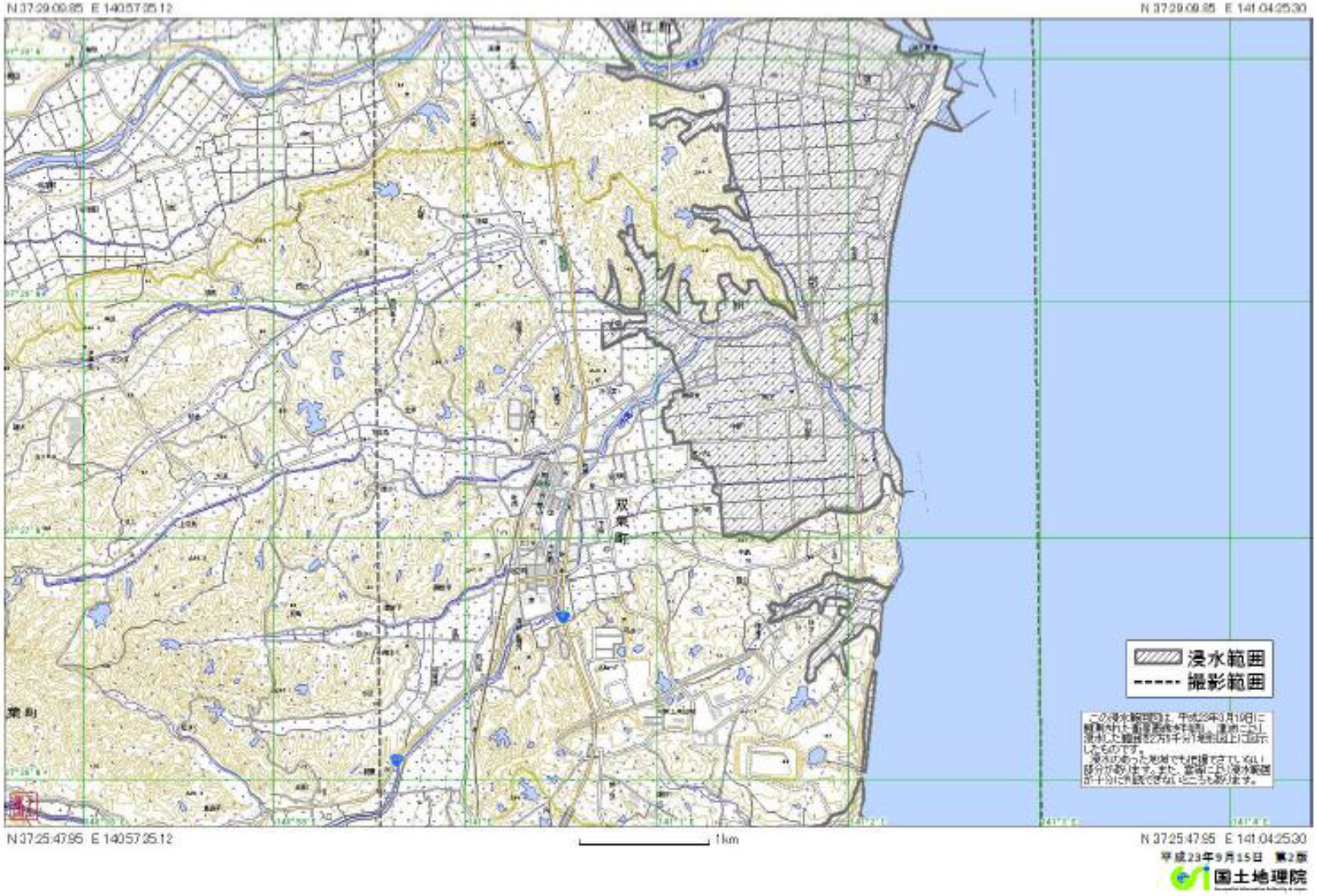

平成23年9月15日　第2版

国土地理院

津波写真　1

津波写真　２

津波写真　３

津波写真　４

津波写真　５

津波被害（中浜地区）

地震被害（常磐線跨線橋落下）

地震被害（家屋倒壊１）

地震被害（家屋倒壊2）

3月11日　原子力災害

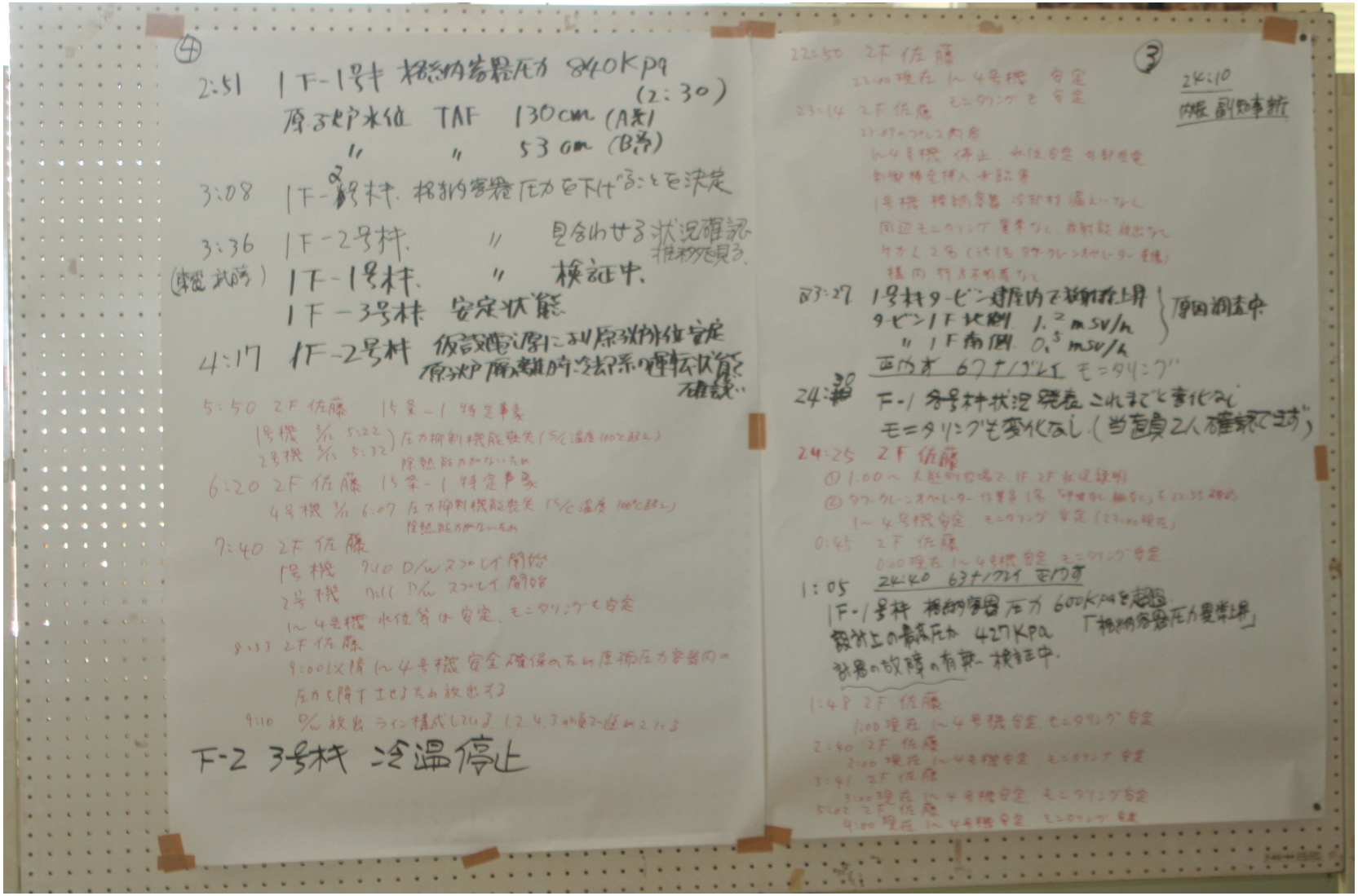
2:51 1F-1号機 格納容器圧力 840kPa
(2:30)
原子炉水位 TAF 130cm (A系)
〃 〃 53cm (B系)
3:08 1F-2号機 格納容器圧力を下げることを決定
3:36 1F-2号機 〃 見合わせる状況確認
1F-1号機 〃 検証中
1F-3号機 安定状態
4:17 1F-2号機 仮設電源により原子炉水位安定
原子炉隔離時冷却系の運転状態確認
5:50 2F 佐藤
6:20 2F 佐藤
4号機 3/11 6:07 圧力抑制機能喪失
7:40 2F 佐藤
1号機 9:10 D/W スプレイ開始
2号機 〃 D/W スプレイ開始
1～4号機 水位等は安定、モニタリングも安定
8:33 2F 佐藤
9:00以降 1～4号機 安全確保のため原子炉圧力容器内の圧力を降下させるため放出する
9:10 D/W 放出ライン構成している
F-2 3号機 冷温停止
22:50 2F 佐藤
23:14 2F 佐藤
1号機 格納容器 冷却材漏えいなし
周辺モニタリング異常なし 放射能放出なし
作業内容不明確なし
23:27 1号機タービン建屋内で線量上昇
タービン1F北側 1.2 mSv/h
〃 1F南側 0.5 mSv/h
原因調査中
西内才 67ナノグレイ モニタリング
24:30 F-1 各号機状況発表 これまでと変化なし
モニタリングも変化なし（当直員2人確認できず）
24:25 2F 佐藤
0:45 2F 佐藤
1:05 24:40 63ナノグレイ モニタリング
F-1号機 格納容器圧力 600kPaを超過
設計上の最高圧力 427kPa
「格納容器圧力異常上昇」
装置の故障の有無 検証中
1:48 2F 佐藤
2:40 2F 佐藤
3:41 2F 佐藤
24:10
内閣 副総事新

震災後（3月12日以降）

５時44分　　10Km圏内退避（双葉町全部）
８時00分　　町防災無線により避難広報開始
15時36分　　福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋が爆発

・3月14日
11時01分　　3号機の原子炉建屋が爆発(TV)

・3月15日
６時00分　　4号機の原子炉建屋が爆発

避難状況（川俣町）

避難状況（川俣町）

避難状況（川俣町）

福島第1原子力発電所写真

双葉町役場の避難経路と役場機能

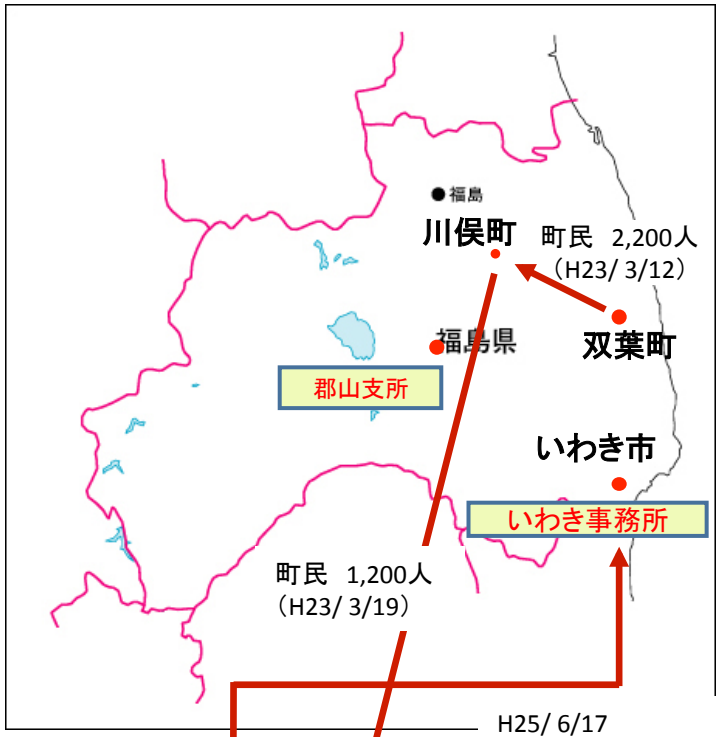

H25/ 6/17
双葉町役場本体機能をいわき市南部(東田町)へ移転

旧騎西高校避難所（埼玉県加須市）を平成26年3月27日に閉鎖

■埼玉県立旧騎西高校（平成20年に廃校）を避難所として使用

□ここでの避難生活　：　平成23年3月30日～平成25年12月27日

□避難直後の避難生活者　：　最大約1,400人

※平成25年12月27日　入所者全員が退所

※平成26年 3月21日　清掃ボランティアによる清掃作業を実施
（加須市立騎西中学校の生徒、双葉町自立支援隊（加須市）、双葉町埼玉自治会の皆さんなど約250人が参加）

※平成26年 3月27日　　双葉町長が埼玉県知事に施設の鍵を返還

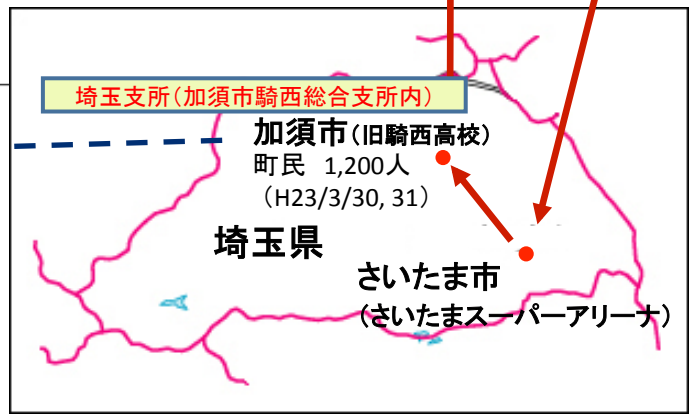

避難状況（埼玉県）

旧騎西高校避難所

双葉町民の都道府県別避難者数

平成27年4月1日現在（人）

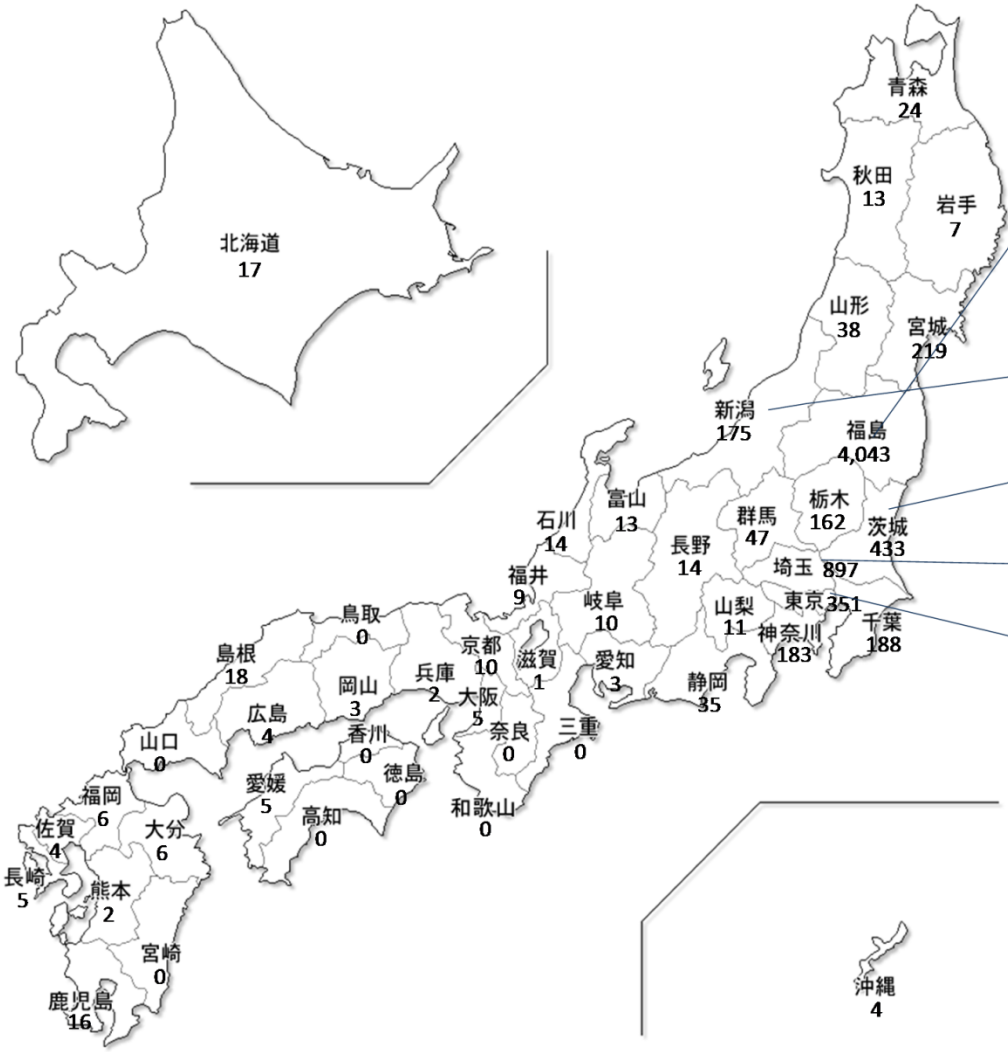

[　　]内は世帯数

福島県　計	4,043 [1557]	うち 福島市	342	[140]
		会津若松市	78	[29]
		郡山市	752	[294]
		いわき市	1,956	[725]
		白河市	239	[107]
		南相馬市	187	[73]
新潟県　計	175 [66]	うち 柏崎市	118	[43]
茨城県　計	433 [173]	うち つくば市	118	[47]
埼玉県　計	897 [282]	うち 加須市	511	[151]
東京都　計	351 [127]	うち 特別区	256	[88]

避難者人数合計

7,001 人　[2,606 世帯]

福島県内 4,043 人（57.7%）[1,557 世帯]
福島県外 2,958 人（42.3%）[1,049 世帯]

所在不明者：　4　名（うち津波による行方不明者1名）

双葉町の現在の放射線量の状況

凡例μSv/h (およそのmSv/y)
- 50< (250<)
- 40-50 (200-250)
- 30-40 (150-200)
- 20-30 (100-150)
- 10-20 (50-100)
- 5-10 (25-50)
- 4-5 (20-25)
- 3-4 (15-20)
- 2-3 (10-15)
- 1-2 (5-10)
- >1 (>5)

※()内は年間積算数量を試算した。
但し、およその切りのよい整数表示とした。
積算は屋内8時間、屋外16時間の滞在で、屋内は木造家屋(屋外の40%低減効果)とした試算とした。

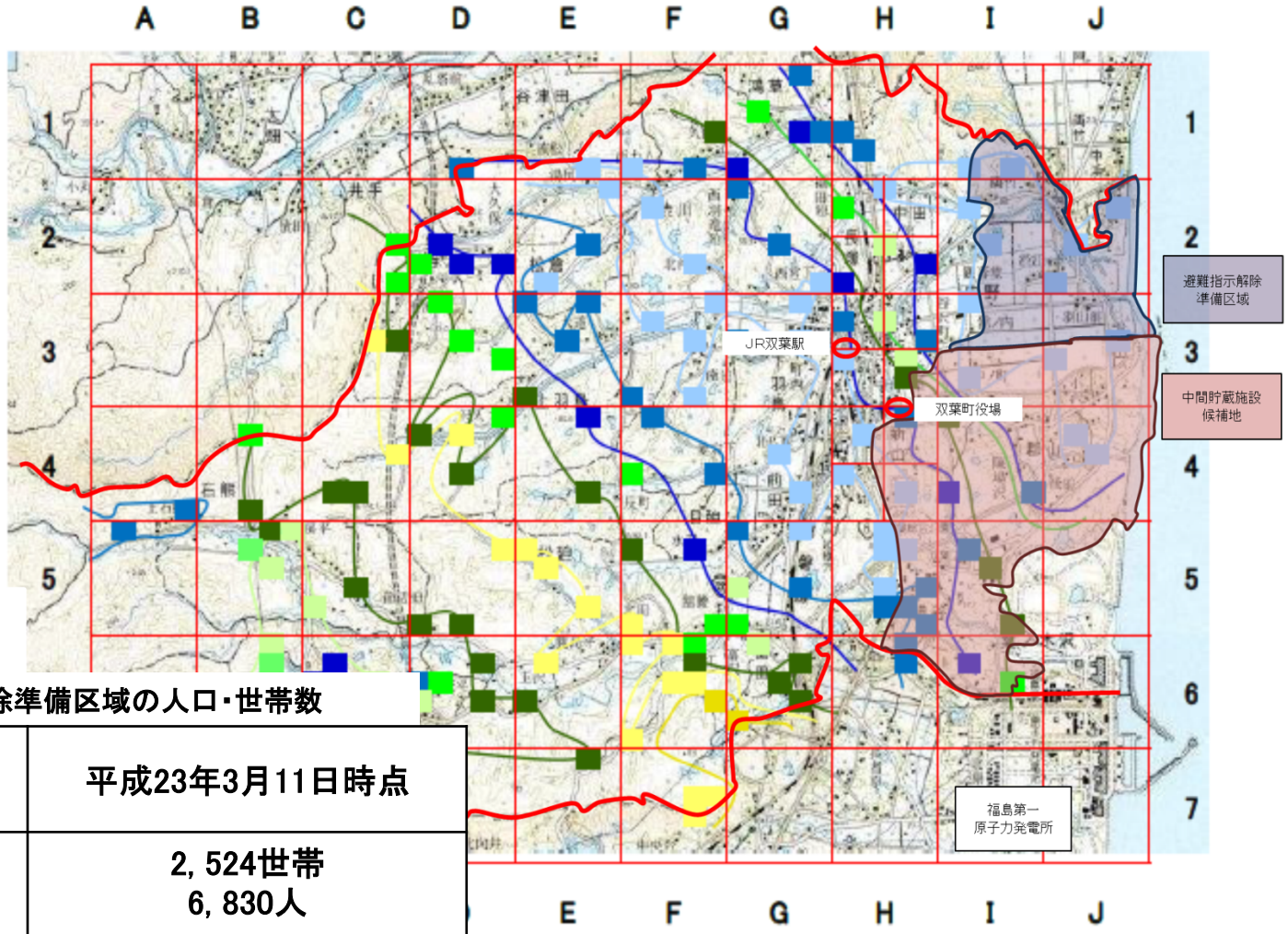

町内全体定点放射線量率分布図(空間線量率:at1m)
平成27年2月測定

■帰還困難区域・避難指示解除準備区域の人口・世帯数

	平成23年3月11日時点
帰還困難区域	2, 524世帯 6, 830人
避難指示解除準備区域	87世帯 292人

東日本大震災の被害状況

震災前（2010）

震災後（2012.10月撮影）

新山地区商店街

東日本大震災の被害状況

震災前（2010）　→　震災後（2012.10月撮影）

津波レベル

マリーンハウスふたば
（町営施設）

東日本大震災の被害状況

双葉町役場 入口

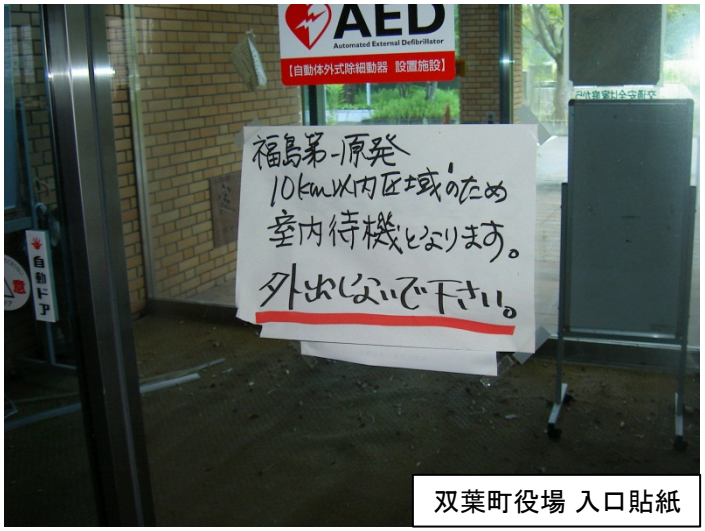

双葉町役場 入口貼紙

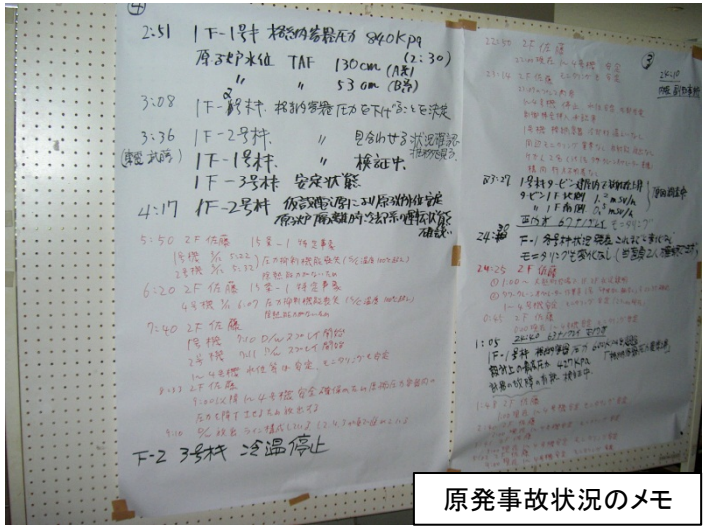

原発事故状況のメモ

双葉町役場 事務室内

東日本大震災の被害状況

双葉北小学校

地震による倒壊建物

地震による倒壊建物

地震による崩落道路

応急仮設住宅での生活

いわき市南台仮設住宅

いわき市南台仮設住宅での双葉町ダルマ市

■ 仮設住宅等の状況（平成２７年３月２７日現在）

設置場所	団地数	建設戸数（戸）	入居戸数（戸）	入居人数（人）	入居率（％）
福島市	2	120	57	86	48
郡山市	3	250	91	143	36
白河市	2	120	47	74	39
いわき市	1	250	209	354	84
会津若松市	1	5	5	12	100
猪苗代町	1	10	6	15	60
合　計	10	755	415	684	55

双葉町住民意向調査（平成２６年１２月公表）

■町民の現在の住居形態

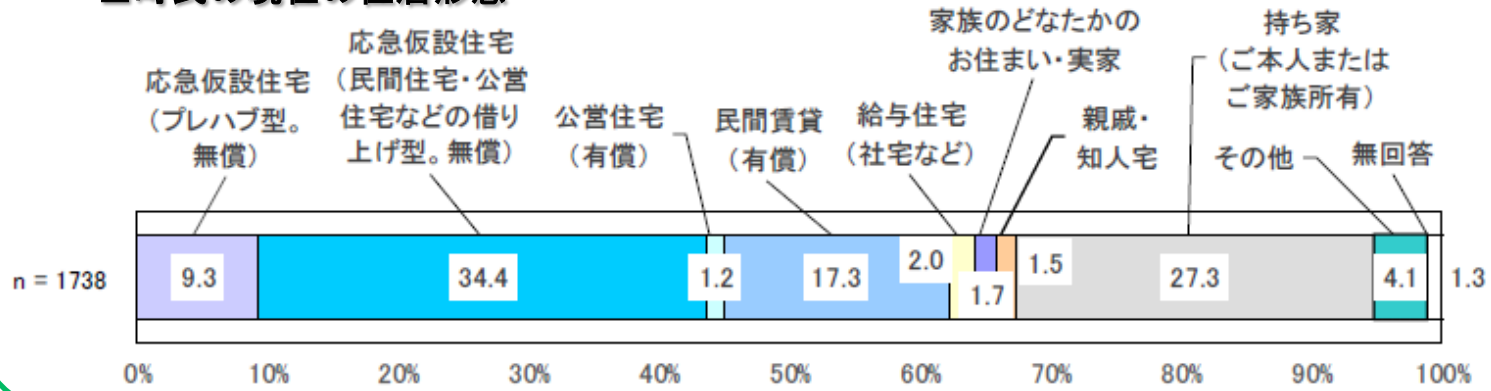

復興への取組状況と主な課題

1.双葉町復興まちづくり計画の推進

- **双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月25日決定）の推進**
  - 町民の生活再建と町の復興に向けて、当面4年間（平成29年頃まで）に町の取り組むべき施策を明らかにしたもの
  - 町民一人一人が生活再建を果たし、町民のきずな（コミュニティ）を再興することを目指す（人の復興）
  - その上で、長期的に、双葉町の土地を復旧・復興し、町の再建・再興を目指す（町の復興）

- **双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）を策定**
  - 町民の代表等から構成される双葉町復興推進委員会からの提言（平成26年2月5日第1期提言書）を踏まえて、
    ①町民のきずなの維持・発展
    ②双葉町外拠点（復興公営住宅）におけるコミュニティ形成
    ③町民一人一人の生活再建
    等について、復興まちづくり計画（第一次）に基づき、今後取り組むべき具体的な取組を明らかとしたもの

  ※計画の策定に当たっては、福島県内外9カ所において「町民のきずなの維持・発展」をテーマに、町民のワークショップ（座談会）を開催（平成25年11月～12月）するなど、多くの町民の意見・提案を反映できる取組を実施

  - 事業計画（実施計画）は毎年度見直しを行う。（平成26年3月策定、平成27年3月改訂）

復興への取組状況と主な課題

2.復興公営住宅を中心とした「双葉町外拠点」の整備

- 町民が集まって居住できる環境と町民全体のコミュニティの拠点として、福島県による復興公営住宅を核とした「双葉町外拠点」の早期整備が必要
  （27ページ「『双葉町外拠点』（復興公営住宅整備）の全体構成」を参照）
  （28ページ「いわき市勿来地区における復興公営住宅を核とした町外拠点形成のイメージ」を参照）

3.町立幼稚園、小中学校の再開

- 大震災と原発事故以降、休園・休校となっていた町立幼稚園、小中学校をいわき市南部で再開（平成26年4月1日仮校舎にて開校）
- 平成26年4月　7日開校式、及び入園・入学式を実施
- 平成26年8月24日町立学校仮設校舎がいわき市錦町に落成。学期から仮設校舎での授業を開始
- これからの高度情報化社会に対応できるICT教育環境を整備したほか、英語指導教育を充実させるなど、双葉町の復興を支える子どもたちの学力向上につなげるための教育を実践

2

仮設校舎写真

「双葉町外拠点」（復興公営住宅整備）の全体構成

○双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅が、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備されます。この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにします。
○特に、いわき市の希望が最も多く、いわき市勿来地区には、役場事務所が所在し、町立幼小中学校も再開されていることから、いわき市南部（勿来酒井地区）の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心とします。

全体構成は、今後の調整によって変わりうるものである

全体構成図

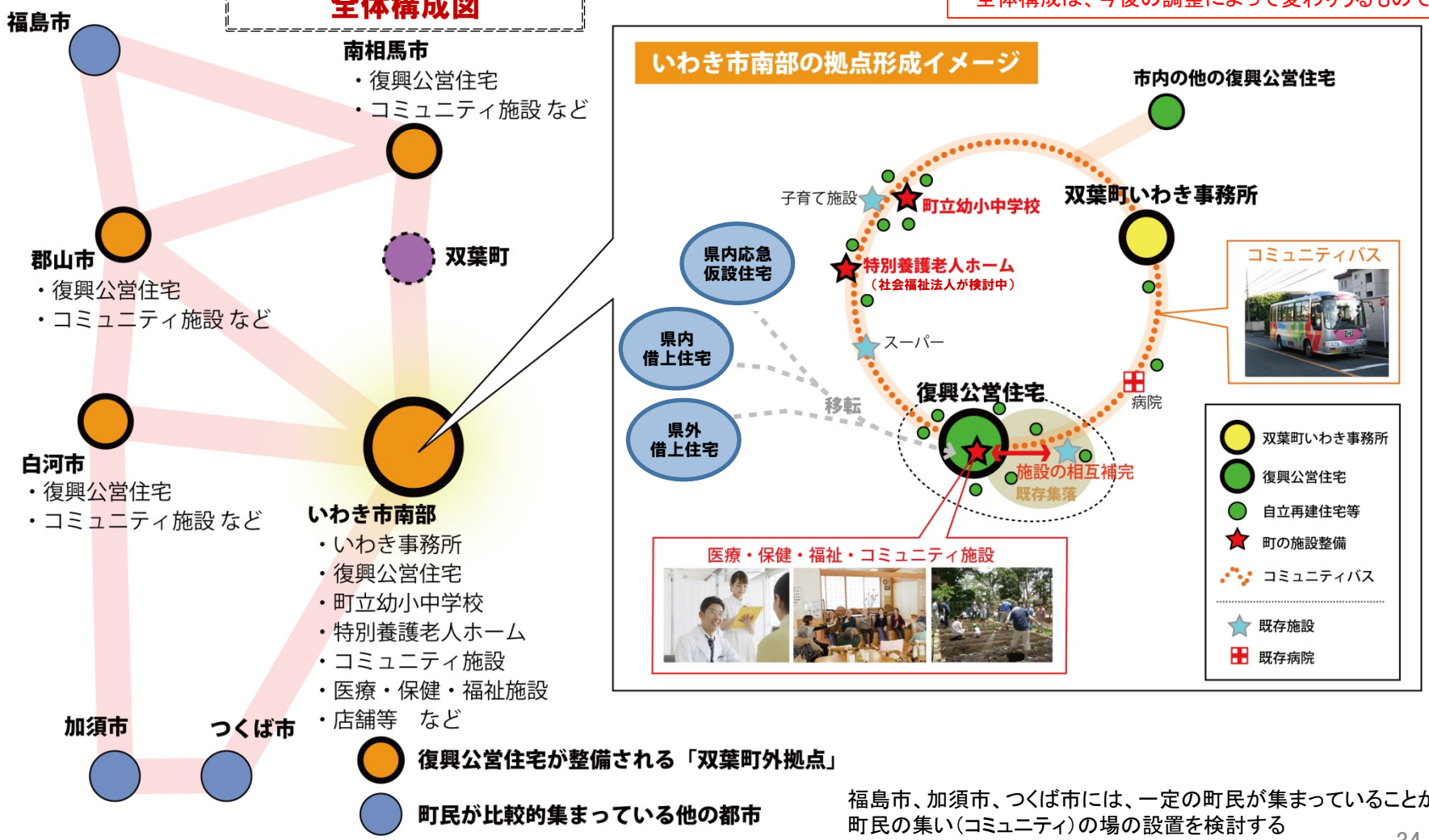

福島市、加須市、つくば市には、一定の町民が集まっていることから、町民の集い（コミュニティ）の場の設置を検討する

（出典）双葉町復興推進委員会第1期提言書（平成26年2月5日）をもとに作成

いわき市勿来酒井地区における復興公営住宅を核とした町外拠点形成のイメージ

県が整備する復興公営住宅を核として町外拠点を形成する。町民の意向を踏まえ、住宅のみならず、診療所、高齢者福祉施設、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等の併設などを県に要望している。

あくまでイメージで今後の調整によって変わりうるもの

復興への取組状況と主な課題

4.町民のきずなの維持・発展（町民コミュニティの維持）

- 特に計画性の無いまま、国の避難指示により、避難施設や親族・親戚宅での突然の避難生活が始まった。
- 避難生活の長期化により、避難先で住宅を購入し定住する町民も増えている。
- 長期間にわたる双葉町の再興を支える基礎は、町民同士の強いきずなである。
- しかしながら、コミュニティの分散により、きずなの維持・発展やコミュニティのあり方が課題となっている。
- 現在、避難先に新たに作られた町民の自治会などによるコミュニティ活動の支援、町広報紙、ホームページなどを活用したきめ細かな情報提供を実施するとともに、きずなの維持のための施策を充実していく。

- 平成26年度は、町民のきずなを維持・発展させるための新たな取組として、タブレット情報端末機器を町民に配付（ICTきずな支援システム事業）している。タブレットを活用した町民同士の交流活動等への支援策を進めていくほか、町との双方向での情報提供の充実を図っていく。
（平成27年3月末現在の配付件数：1，818件。端末機器の配付にあたっては、合同配付会を開催して操作方法の説明を行ったほか、希望に応じ戸別訪問や配送での配付も実施。コールセンターを設置し利用者のサポートを行っている）

タブレット説明会（平成26年8月）

復興への取組状況と主な課題

5.町の復興

- 町内の96%が帰還困難区域であり、町の復興に向けては厳しい環境におかれている。
- あくまで双葉町の復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と町の再興である。

- 双葉町の期間・復興に向けた、町の将来像を明らかとした「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」を策定（平成27年3月12日に策定）。　（18ページ「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」のポイント参照）
- 町内復興拠点の整備
  - ○避難指示解除準備区域（町内の4%）を双葉町の復興のさきがけとして、同区域からJR双葉駅周辺にかけて、既存中心市街地を活かしつつ、その周辺を整備し、「新たな産業・雇用の場」と「新たな生活の場」を形成。
  - ○町内の復旧・復興を重点的に進めるエリアとして、新産業創出ゾーン、新市街地ゾーン、再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン、復興祈念公園・緑地ゾーンを構想し、段階的な整備を計画。

- 双葉町の避難指示解除準備区域（両竹・浜野地区）は、大部分が津波被災地域であるため、海岸堤防・海岸防災林の整備を進めながら、双葉町の復興のさきがけとして再生（双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画を27年3月に策定）。（19ページ参照）
  - ○中野地区に「復興産業拠点」を先行して段階的に整備。
  - ○両竹地区に再生可能エネルギー拠点の形成、植物工場等の農業再生モデル事業を構想。
  - ○沿岸部に復興祈念公園・アーカイブセンターを誘致（浪江町と合同要望）。
  - ○概ね5～10年後まで町の産業・復興拠点として発展を遂げていることを目標とし、平成30年頃には「復興産業拠点」にて本格的な企業活動が開始できるよう、基礎的インフラの整備に取り組む。

復興への取組状況と主な課題

5.町の復興（つづき）

- 双葉町の維持・存続に向けた、財政面を始めとした国による特段の措置。
- 町の復興に当たっては、廃炉産業など町の復興を牽引する新たな産業の誘致が不可欠である。そのため、国のイノベーション・コースト構想の実現が非常に重要である。
- 平成26年8月28日には、根本復興大臣から「大熊・双葉ふるさと復興構想」が提言された。帰還困難区域の優先除染、線量が低い地域における町内復興拠点の整備、常磐自動車道復興インターチェンジの設置など、同構想の実現に向けた具体的取組を国・県に強く求めている。
- 避難が長期化する中で、町へ帰還しないと考える町民が増える中で、いかに町を復興させ、町を存続させていくかが大きな課題である。

双葉町・町内復興拠点の長期構想　～双葉町復興まちづくり長期ビジョン（H27.3.12）～

Step1：復興着手期

・避難指示解除準備区域（町の4%：両竹・浜野地区）に町の復興拠点を早期に整備
・産業・業務機能の早期立地を目指す

Step2：本格復興期

・帰還困難区域内でも線量が低い双葉駅周辺を再整備
・良好な住環境をもったコンパクトな街を形成
・町民の本格的な帰還環境を整備

Step3：町復興期

・避難指示の解除と町内における安心した生活の提供
・町民の避難先との「二地域居住」の支援
・新たな町民の定住促進

町の将来像（町再興期の姿）

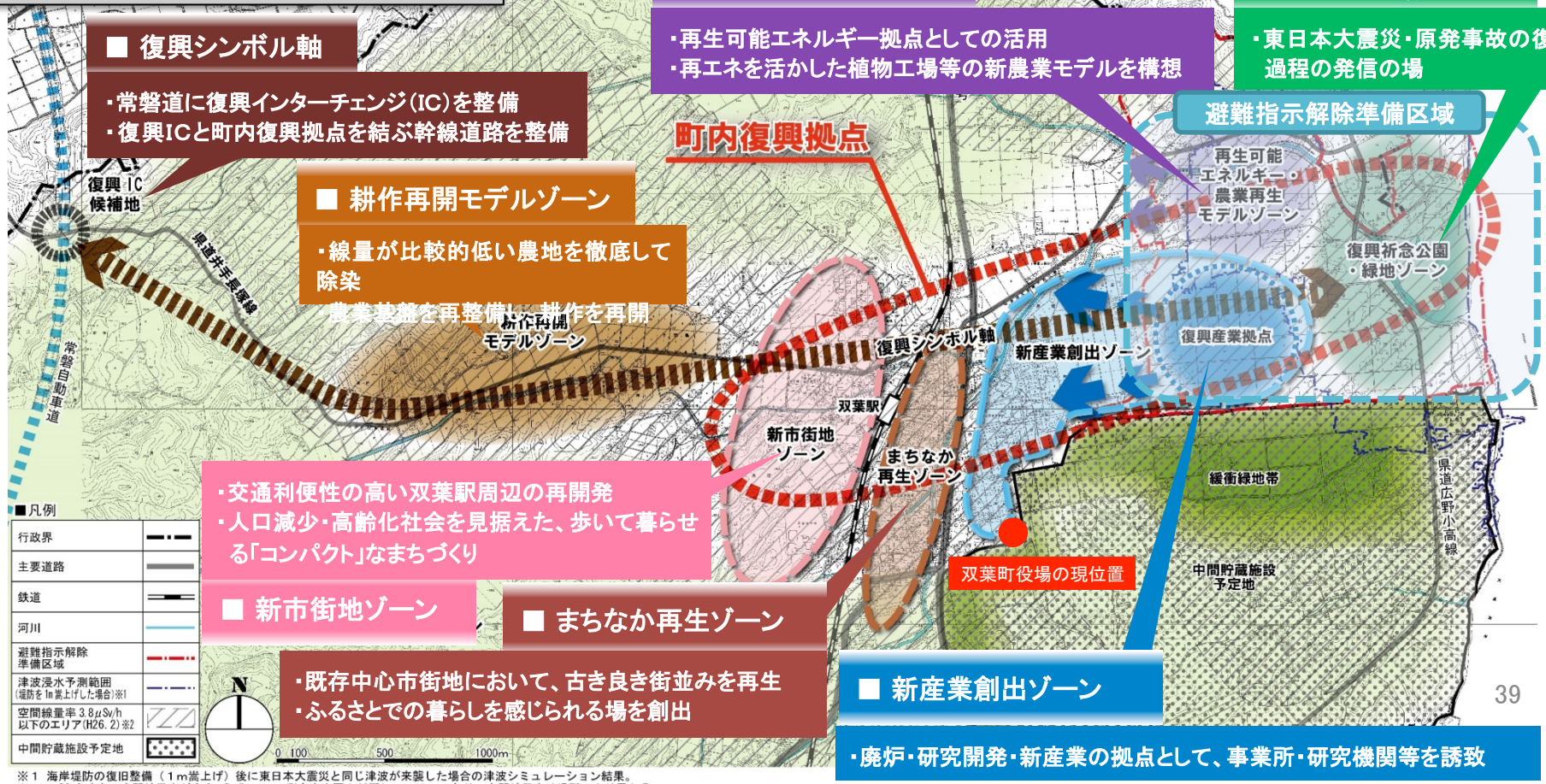

※1　海岸堤防の復旧整備（1m嵩上げ）後に東日本大震災と同じ津波が来襲した場合の津波シミュレーション結果。
※2　H26.2時点の空間線量率が3.8μSv/h以下の測定点を囲んだ概ねのエリアであり、空間線量率は場所により異なる。

両竹・浜野地区（避難指示解除準備区域）の復興計画 （H27.3.12）

双葉町の復興の「さきがけ」として、津波で大きく被災した両竹・浜野地区を再生
「中野地区」の復興拠点（復興産業拠点）を町全体への復興のエンジンに！

【再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン（両竹地区）】

○荒廃した農地再生のモデルとして、**再生可能エネルギー拠点を形成**（大規模太陽光発電基地の誘致、バイオマス活用検討等）
○この拠点で生み出される**再生可能エネルギーを活かした植物工場**等の農業再生モデル事業を構想

【海岸堤防、海岸防災林（中浜地区）】

福島県による、津波防御のための
海岸堤防（1m嵩上げ）・海岸防災林の整備

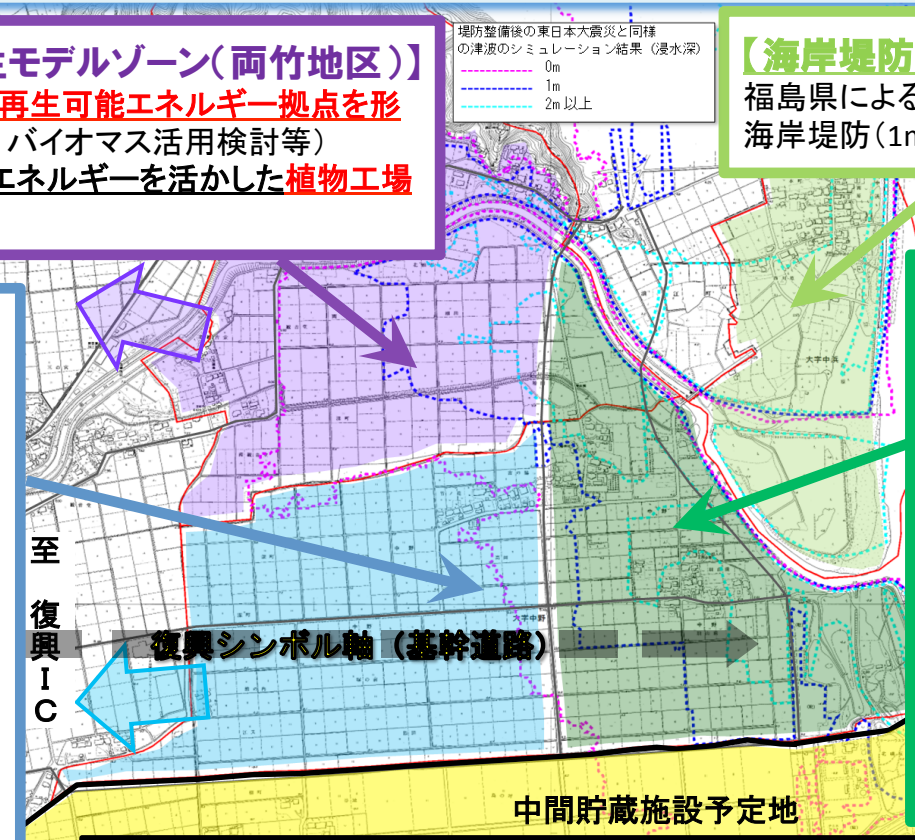

【復興産業拠点（中野地区）】

○町の「復興拠点」として、**産業・業務機能の早期立地を軸**とした「復興産業拠点」を先行して段階的に整備
○**廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所**、廃炉に関わる**研究機関・アーカイブセンター**等を誘致し、廃炉・研究開発・新産業の集積地に
○就業者を対象とした商業・生活関連サービスの立地、宿泊施設・短期賃貸住宅の整備等、**町の復興のさきがけとして複合的な機能を持った「復興拠点」**を形成

＜研究開発施設事例＞
北九州学術研究都市
（北九州学術研究都市HP）

【復興祈念公園（中野等）】

○地震・津波災害と原発事故の教訓と復興の過程を広く後世に伝えるため、**国営復興祈念施設の誘致**・県営公園の整備を要望
○町民の憩い・スポーツレクリエーションの場として整備

環境省「快水浴場100選」に選ばれた双葉海水浴場の風景

【両竹・浜野地区の復興に向けた主要プロセス】

＜平成30年度（約3年後）＞ ＜平成32年度（約5年後）＞ ＜5～10年後＞

海岸堤防等の整備完了 ▶ 復興産業拠点での企業活動の開始 ▶ 海岸防災林の整備完了 ▶ 町の産業・復興拠点として発展

（参考）双葉町住民意向調査による町民の帰還意向の変化

平成25年

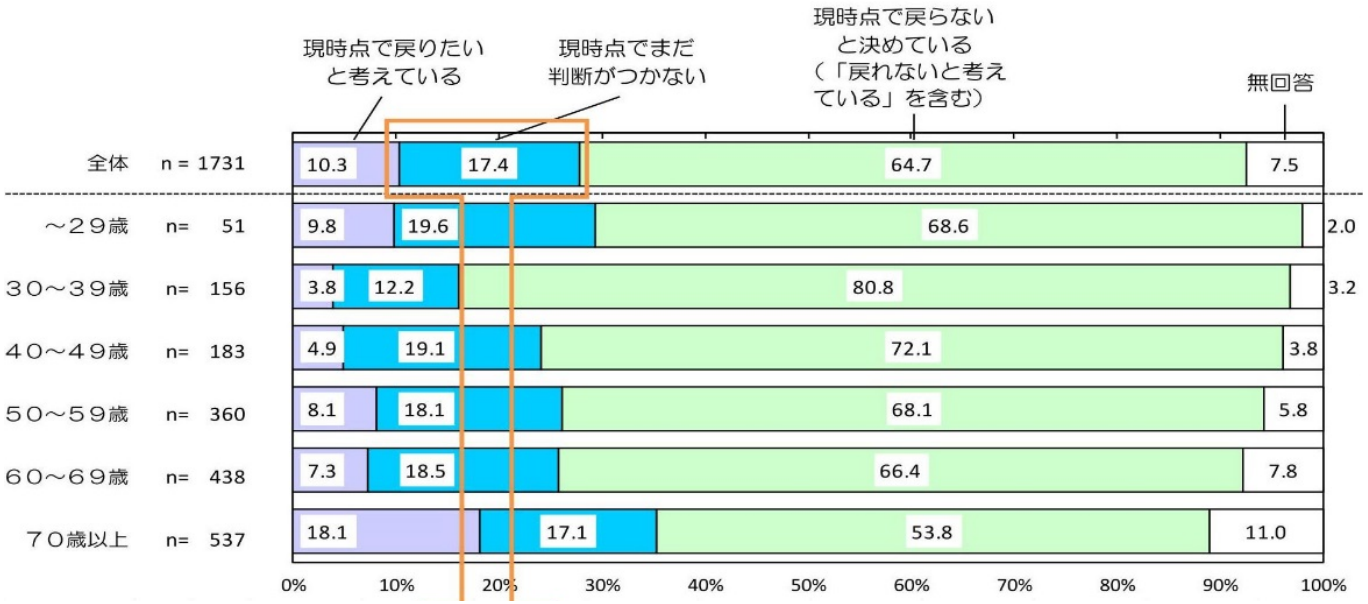

平成26年

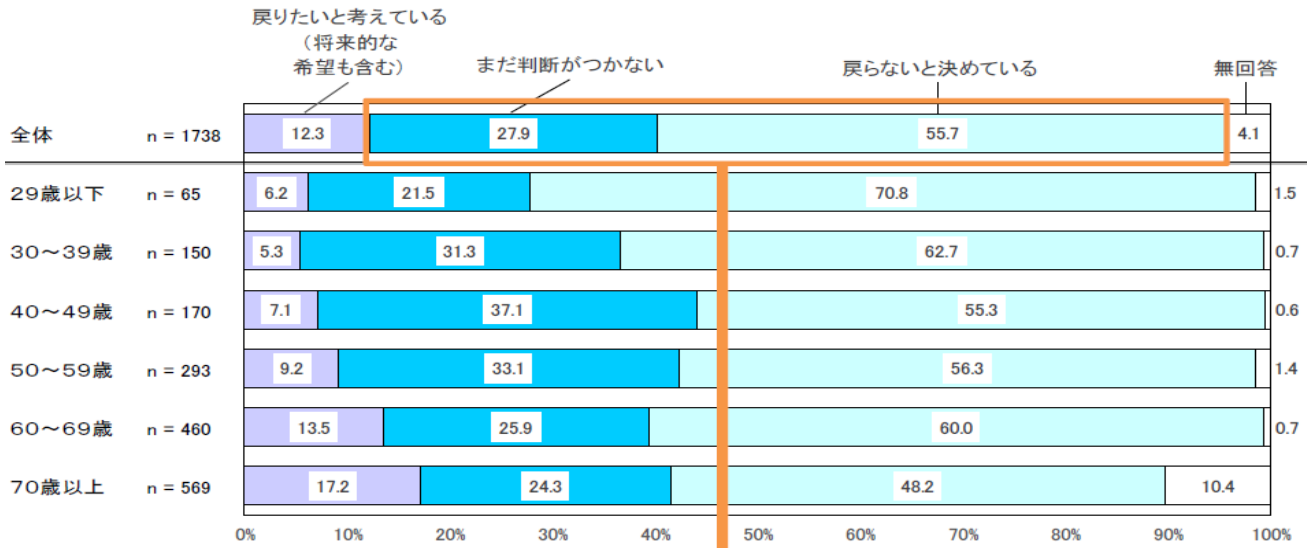

- 「現時点で戻りたいと考えている」「現時点でまだ判断がつかない」が増加。特に、30～40代の意向が大きく変化している。

復興への取組状況と主な課題

6.除染・インフラ等の復旧

- 除染について
  - 平成25年度は、帰還困難区域の一部施設（ふたば幼稚園・双葉厚生病院などの健康福祉ゾーン、農村広場）と墓地のモデル除染を実施
  - 平成26年度は、双葉町役場の拠点除染を実施。さらに、双葉中学校、双葉高等学校、駅コミュニティセンター、双葉駐在所、国道２８８号線、県道4路線の実施計画がまとまり、平成27年2月以降一部除染が開始。今後は、水道管が埋設されている町道なども実施される見込み。
  - 国が、「特別地域内除染実施計画」（避難指示解除準備区域内）を平成26年7月15日に策定。計画に基づく本格除染が、平成27年5月から開始予定。（平成28年3月末まで）

- 帰還困難区域について、国はこれまで除染の方針を示していなかったが、８月２８日に根本復興大臣から提示があった「大熊・双葉ふるさと復興構想」において、町の復興拠点として重要な地区等については、帰還困難区域にあっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うこと等が明記された。

- インフラ等の復旧に向けた取組
  - 倒壊した家屋は放置され、被害の少なかった家屋でも雨漏りやネズミ被害など荒廃が進行している。平成27年度においては、倒壊家屋が町道を塞いでいる箇所について、家屋の所有者の了解を得た上で、支障部分を取り除き、通行箇所の安全を確保していく考え
  - 下水道は、平成27年度において、避難指示解除準備区域内の管路被害調査を実施予定。上水道については、平成27年度に一部区域の水道管調査を実施予定。電気は一部を除き通電していない。
  - 道路補修は応急的な補修のみであるが、避難指示解除準備区域内の被災した前田川、中田川（県管理河川）、海岸堤防、町道橋森合橋については、平成26年度に災害査定が終了し、これからは5年以内（平成30年度）での復旧を目指すとともに、他の被災箇所についても随時復旧していく。帰還困難区域については、復旧に先立ち除染が必要となることから、優先的な除染を求めていく。
  - 国道6号線は、平成26年9月15日に通行規制が解除され、一般車両（二輪車を除く）の通行が可能となった。
  - 常磐自動車道が、平成27年3月1日に全線開通。さらに、双葉町内に復興ICの設置を国に要望

- 商工業者の避難先での再開は厳しい状況にあり、その支援が課題

復興への取組状況と主な課題

7.中 間 貯 蔵 施 設

施設建設の受入れ要請への判断等

- 平成25年12月14日、石原環境大臣、根本復興大臣から双葉町ほか関係町に対し、施設建設の受入れを要請

- 平成26年2月12日、福島県知事が石原環境大臣に対して、中間貯蔵施設を大熊町・双葉町への集約を要請
- 3月27日、石原環境大臣・根本復興大臣が県知事の要請を受け施設の集約等を回答
- 4月25日、井上環境副大臣より、福島県副知事、双葉町長・議長、大熊町長・議長に対して、中間貯蔵施設等に係る措置等（①中間貯蔵後30年以内の県外最終処分の法制化、②用地の取扱い、③生活再建策・地域振興策）を回答
- 5月1日、双葉町議会全員協議会開催（国による中間貯蔵施設に係る住民説明会の開催を了承）
- 5月31日から6月15日まで、福島県内外16箇所において、国による中間貯蔵施設住民説明会を開催。町からは、町長をはじめ町幹部がオブザーバーとして出席し、参加者の意見等を聴取
- 7月28日、8月8日に石原環境大臣・根本復興大臣から、県と両町に対して回答（地上権の設定や生活再建・地域振興に使える一定規模の交付金の措置等が提示）
- 8月25日、福島県知事から県としての地権者への生活再建支援策等に活用できる財源措置を両町に提示
- 8月26日に双葉町議会全員協議会、8月27日に双葉町行政区長会において、国と県から説明を受け、早期に地権者説明会を開催すべきとの意見が出される。
- 8月30日、福島県知事からの「福島県の一日も早い環境回復を図り、復興を実現するために、正に苦渋の判断であるが、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する」との判断を受け止め、町として地権者の理解を得ることが最も重要であると判断し、<u>9月1日に</u>安倍内閣総理大臣と両大臣に対して、大熊町長とともに<u>地権者への説明を認める</u>ことを伝える。
- 9月29日から10月12日まで県内外で12回にわたり、国による地権者説明会が、大熊町と合同で開催
- 10月23日、双葉･大熊両町長が環境大臣に中間貯蔵施設について、地権者の理解を得るよう申し入れ
- 11月20日から12月5日まで県内外12回会場で町が町政懇談会を開催し、中間貯蔵施設に関しても意見を聞く。

復興への取組状況と主な課題

7.中 間 貯 蔵 施 設（つづき）

施設建設の受入れ要請への判断等

- 平成27年1月8日、行政区長会を開催し、中間貯蔵施設に関しても各区長の意見を聞く。
- 1月13日、双葉町議会全員協議会を開催し、町として建設受入を判断したい旨説明し、議会の了解を得て、町として建設受入を判断
- 1月14日、建設受入判断についての町長メッセージを町民に配信
- 2月4日、双葉町議会全員協議会を開催し、「中間貯蔵施設の安全確保に関する協定（案）」について環境省より説明を受ける。
- 2月24日、福島県知事と双葉町長・議長、大熊町長・議長との協議。引き続き、福島県知事と双葉8町村長との協議開催
- 2月25日、福島県知事より望月環境大臣、竹下環境大臣に対し、中間貯蔵施設への搬入容認を表明。双葉・大熊町長は、安全協定について町及び議会の要望が概ね反映されたことから、環境省、福島県、双葉町・大熊町による安全協定を締結し、搬入受入の県の判断を了承
- 3月13日、大熊町の仮置場から大熊町の保管場への搬入開始（30年間中間貯蔵の起点日）
- 3月25日、双葉町の仮置場から双葉町の保管場への搬入開始
- 4月13日、第1回中間貯蔵施設環境安全委員会が開催

・双葉町役場職員組合の課題

・土地条件

・住民条件 → 自治体の存続

・帰還時期条件

双葉町の復興

- 町の復旧、復興が一番

復旧計画
　道路、上下水道の復旧、除染等
復興計画
　復興拠点（復興産業、農業再生、海岸防災）

町と職員が結束して復興